

令和3年第4回武蔵野市議会定例会提出予定議案等

1 議案

番号	件名	説明
1	武蔵野市自治基本条例の一部を改正する条例（例規類集P.5）	<p>住民投票の実施の対象となる境界変更の基準を定めるほか、所要の改正をするものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法第7条の規定による境界変更以外に、地方自治法第9条の境界変更についても住民投票を行う旨の規定を追加する。 ・境界変更に伴う住民投票の実施の基準は別で条例で定める旨の規定を追加する。 ・第19条の施行日を住民投票条例の施行の日とする。
2	武蔵野市住民投票条例	<p>武蔵野市自治基本条例（令和2年3月武蔵野市条例第2号）第19条の規定に基づき、廃置分合又は境界変更に係る申請を行おうとする場合のほか、市政に関する重要事項について、住民が直接その意思を表明する住民投票の制度を設けるため、制定するものである。</p> <p>自治基本条例第19条の規定に基づき、武蔵野市の住民投票制度を確立するため、武蔵野市住民投票条例を制定する。</p>
3	武蔵野市手数料徴収条例の一部を改正する条例（例規類集P.1315）	<p>住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号）の施行による長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）及び住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）の改正並びにパートナーシップ届受理証交付手数料等の新設に伴うほか、所要の改正をするものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「共同住宅の認定方式の変更（旧：区分所有者が住戸単位で認定を受ける⇒新：管理者等が住棟単位で認定を受ける）」に伴う字句の削除、改正 ・「長期使用構造等である旨の確認結果が添付された場合、所管行政庁による審査が省略となること」に伴う手数料の減額 ・「東京都の長期優良住宅の認定業務に係る試算における人件費単価の増額」を踏まえた手数料の増額 ・パートナーシップ制度導入に伴う携帯用カード形式及び掲示形式のパートナーシップ届受理証交付手数料等の新設
4	武蔵野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（例規類集P.1587）	<p>特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和3年内閣府令第23号）及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和3年内閣府令第53号）の施行による特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の改正に伴い、所要の改正をするものである。</p> <p>デジタル化の推進に伴い、保育所等の事業者等が作成、保存等を行うものや、保育所等と保護者との間の手続等に関係するもので、書面等によることが規定又は想定されているものについて、電磁的方法による対応も可能である旨の包括的な規定を追加する。</p>
5	武蔵野市国民健康保険条例の一部を改正する条例（例規類集P.1839）	<p>国民健康保険財政の健全化を図るため国民健康保険税の税率等を引き上げるほか、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和3年法律第66号）の施行等を踏まえ、所要の改正をするものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険税の所得割率及び均等割額の引上げ ・未就学児までの国民健康保険税（料）均等割額を5割軽減する措置の導入に伴う軽減制度の制定及び武蔵野市独自の子どもに係る均等割額相当額の減免制度の改正 ・民法改正に伴う成年年齢（20歳→18歳）の改正

6	武蔵野市つきまとい勧誘行為の防止及び路上宣伝行為等の適正化に関する条例の一部を改正する条例（例規類集P.2164）	公共の場所における客引き行為等の禁止を定めるほか、所要の改正をするものである。 ・客引き行為等を規制対象に加える。 ・市長、市民及び事業者の責務を規定する。 ・市長による調査等の権限を規定する。
7	よろず橋架け替え工事請負契約	議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（昭和39年3月武蔵野市条例第11号）第2条の規定により、提案するものである。
8	令和2年度武蔵野市決算の認定について	
9	令和3年度武蔵野市一般会計補正予算（第7回）	◎8億3744万3千円 （補正後の予算額735億1千346万4千円） 【歳出の主なもの】 ○民生費 ・児童福祉総務費 7083万8千円補正増 （内訳）乳幼児及び義務教育就学児医療費助成事業（上半期の実績を踏まえた増） ・児童処遇費 5720万9千円補正増 （内訳）保育所等運営委託・給付事業（民間保育所施設整備補助金） ほか ○衛生費 ・予防費 1億8014万7千円補正増 （内訳）新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る医師会等への委託料 ほか ○土木費 ・緑化公園費 4億3500万円補正増 （内訳）公園等建設事業（新設公園の土地購入） ○消防費 ・常備消防費 8190万8千円補正増 （内訳）消防事務委託（令和2年の国勢調査の結果による人口の増による増） 【歳入の主なもの】 ○国庫支出金 国庫負担金 1億3336万4千円補正増 ○国庫支出金 国庫補助金 5912万1千円補正増 ○都支出金 都補助金 1億6328万円補正増 ○繰入金 繰入金 3億2000万円補正増 ○繰越金 繰越金 1億6015万9千円補正増 ◎債務負担行為補正の主なもの ・第四小学校等給排水管等更新工事 ・第一中学校及び第五中学校校舎解体工事 ほか
10	武蔵野市副市長の選任の同意について（追加予定議案）	
11	武蔵野市固定資産評価員の選任の同意について（追加予定議案）	
12	武蔵野市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例（例規類集P.568）（追加予定議案）	期末手当の支給月数を規定するほか、所要の改正をするものである。
13	武蔵野市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例（例規類集P.571）（追加予定議案）	期末手当の支給月数を規定するほか、所要の改正をするものである。

14	武蔵野市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（例規類集P. 591） （追加予定議案）	期末手当の支給月数を規定するほか、所要の改正をするものである。
15	武蔵野市教育委員会教育長の給与、旅費、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例（例規類集P. 598） （追加予定議案）	期末手当の支給月数を規定するほか、所要の改正をするものである。
16	武蔵野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（例規類集P. 601） （追加予定議案）	期末手当の支給月数を規定するほか、所要の改正をするものである。